温泉利用許可等の手引き

令和元年7月

くお問合せ先>

福島市保健所衛生課

7960-8002

福島市森合町10-1 保健福祉センター3階

TEL: 024-597-6319

FAX: 024-533-3315

はじめに

この手引きでは、温泉利用許可に関連する温泉法関係法令上の手続きについてご案内します。 温泉法第2条第1項の規定により、<u>「温泉」</u>とは地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その 他ガス(炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。)で、<u>一定の温度</u> 【温泉源から摂取されるとき の温度、摂氏25度以上】又は**一定の物質を有するもの**が該当します。

福島市内において温泉を公共の<u>浴用</u>又は<u>飲用</u>に利用しようとするときは、事前に福島市保健所 に許可申請を行い、<u>保健所長の許可を受ける必要</u>があります。公衆浴場や旅館ではない場合であ っても、温泉が直接人体に影響する方法で利用する場合は、温泉利用許可を取得してください。

【許可を要する利用形態(例)】

- ・ 温泉を公衆浴場や旅館の風呂等に利用する場合
- ・ タンクローリーやポリタンク等を使用し、不特定多数の者に温泉を浴用又は飲用目的で 供給する場合
- ・ 短期イベント時等を含め、温泉を足湯*等に利用する場合 *温泉法では、足湯や手湯等の全身ではない利用形態についても、「浴用」に含むと解されています。

【許可が不要な利用形態】

- ・ 発電や灌漑、暖房、農業や魚介類の養殖などの人体に直接影響しない利用形態では温 泉利用許可の取得は不要です。
- 個人宅での利用など、公共性がないものについては許可の取得は不要です。

なお、使用する温泉の成分が衛生上有害であると認められる場合は、許可を受けることができない可能性があります。

【許可申請の要否について】								
○新規に開業する場合	浴槽・飲泉設備毎に許可を要する							
	事業譲渡	浴槽・飲泉設備毎に許可を要する						
	尹未碳収	(併せて、旧名義利用者の廃止届						
○許可取得者の名義(個人または法	法人の合併・分割	合併・分割の <u>事実発生前</u> *1に承継						
人)が別の者になる場合	が入り口は、刀引	承認申請						
	死亡による相続	<u>死後60日以内</u> *1に承継承認						
	グレーによる行列:	請						
○既設の施設に新たに浴槽・飲泉設化	増設する設備毎に許可を要する							
○すでに許可を得ている浴槽を改造 更)	変更の届出でよい ^{※2}							

^{※1}期間までに手続きを実施しなかった場合は、通常の新規に開業する場合と同様の扱いです。

^{※2}浴槽の容積が変わるなど、軽微な変更の範疇を越えている場合には新たに許可申請が必要です。

1. 一般的な温泉利用許可施設の開設手続きの流れ

事 前 相 談

工事着工前に設計図面等をお持ちいただき、保健所にご相談ください。

(工事着工)

許可申請

検査希望日から2週間前を目安に「温泉利用許可申請書」により許可申請を 行ってください。(手数料:1 件につき 32,400 円)

○受付時に施設検査の日程を調整させていただきます。

(工事竣工)

↓

施設検査

|施設が申請通りの構造となっているか等を実地にて検査します。

○温泉の供給量も測定いたします。検査当日までに営業可能な状態に仕上げてください。

許可書交付

掲示内容届

審査の結果、申請の利用形態で使用する温泉の成分が衛生上有害でないと 認められる場合は、許可書を交付します。

利用開始前に温泉の成分など、必要な情報について届け出て、利用者の見やすい位置に掲示します。

利 用 開 始

○温泉を浴用に利用する時、足湯等の形態を除き多くの場合、他に公衆浴場法又は旅館業法に基づく許可を受ける必要があります。

【利用許可の単位】

- ○原則として1つの浴槽(浴用)または飲泉設備(飲用)ごとに1件の許可申請を要します。
- ○それぞれの浴槽の条件が同一とみなせる場合には、複数の浴槽でまとめて1件として許可申請ができます*。
 - ・同浴室内にある同素材の浴槽で、同じ系統から供給される温泉を使用する場合
 - ・別の浴室だが各浴槽が同型または左右対称の同容積であり、同じ系統から供給される温 泉を使用するため、管理上の差異がない場合
 - ※硫化水素泉(高湯温泉など)を使用する場合は、有毒である硫化水素ガスへの対応が個別に必要なことから、許可をまとめることができません。
- ○同じ条件の浴槽を複数設置する場合でも、手続きのタイミングが異なるとき(後から増設する場合など)は別件の許可申請が必要です。
- ○複数の浴槽でまとめて1件の許可を取得したのち、改装などにより一部の浴槽の条件が当初と異なるものになる場合は、別件の許可申請を要します。

2. 許可の申請

温泉を公共の浴用又は飲用に利用しようとするときは、<u>申請手数料(32,400 円)</u>を添え、保健 所長に許可申請を行い、許可を受ける必要があります。

【申請に必要なもの】

○温泉利用許可申請書(福島市温泉法施行細則 様式第1号)

○添付書類

- (1) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (2) 温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面
- (3) 温泉成分分析書の写し
- (4) 飲用の場合には、温泉に含まれる一般細菌及び大腸菌群の数並びに有機物の量に 関する検査の結果の写し
- (5)浴室、浴槽、飲泉設備、引湯管等施設の概要を明らかにした平面図、断面図 及び配管図
- (6) 利用者が温泉所有者と異なる場合は、当該温泉の利用承諾書又は契約書の写し

○申請手数料(32,400円)

3. 温泉成分等掲示内容の届出

温泉を公共の浴用又は飲用に利用する場合は、当該温泉の成分、入浴上の注意、加水・加温・循環の有無、消毒剤や入浴剤の添加について施設の見えやすい場所に掲示する必要があり、この掲示を行うには、あらかじめ、その内容を保健所長に届け出る必要があります。

さらに、温泉利用許可取得者は、温泉成分について登録分析機関で10年以内毎に再分析することが義務付けられています。また、再分析後、その結果に基づき掲示内容を最新のものに変更する義務があり、掲示内容を変更する場合も、あらかじめ、その内容を保健所長に届け出る必要があります。

【届出に必要なもの】

○温泉掲示内容届(福島市温泉法施行細則 様式第6号)

○添付書類

- ・温泉成分分析書の写し
- ・掲示する内容の写し

4. 変更の届出

申請書に記載した事項に変更が生じたとき(申請者の住所や氏名が変わったとき、施設の名称が変わったとき、施設の構造設備を変更したとき(軽微なものに限る。)等)は、速やかにその旨を保健所長に届け出る必要があります。

【届出に必要なもの】

- ○温泉利用許可申請書等記載事項変更届(福島市温泉法施行細則 様式第4号)
- ○添付書類
 - ・浴室、浴槽、飲泉設備、引湯管等施設を変更したときは、変更した部分を朱書きで明らかにした図面
 - ・法人の名称や主たる事務所の所在地を変更したときは、変更登記後の当該法人の登記事項証明書(3カ月以内に発行のもの)

なお、浴槽の容積が変わるような大規模な変更が生じる場合や、浴室内の浴槽を増設する場合、 事業を他の方へ譲渡する場合(法人の合併・分割、個人の死亡による相続を除く。)には新たに許可申請を行う必要があります。

5. 廃止の届出

許可を受けた温泉の利用施設を廃止したときは、速やかにその旨を保健所長に届け出る必要があります。

【届出に必要なもの】

○温泉利用廃止届(福島市温泉法施行細則 様式第5号)

6. 合併・分割による承継承認の申請

温泉利用の許可を受けた法人が合併又は分割によりその地位を承継しようとするときは、<u>申請</u> **手数料(7,400円)**を添え、**あらかじめ**保健所長に承認申請し、承認を受ける必要があります。

【申請に必要なもの】

- ○温泉利用許可承継(合併・分割)承認申請書(福島市温泉法施行細則 様式第2号)
- ○添付書類
 - ・合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
 - ・温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面
- ○申請手数料(7,400円)

7. 相続による承継承認の申請

温泉利用の許可を受けた者が死亡した場合において、相続人が被相続人(死亡者)の当該許可に係る温泉の事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、<u>申請手数料(7,400 円)</u>を添え、被相続人の死亡後60 日以内に保健所長に承認申請し、承認を受ける必要があります。

【申請に必要なもの】

- ○温泉利用許可承継(相続)承認申請書(福島市温泉法施行細則 様式第3号)
- ○添付書類
 - ・被相続人の相続関係を証する戸籍謄本等※
 - ・相続人が2人以上ある場合には、相続人全員の同意書
 - ・温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面
 - *法定相続人の立場にある方を確認するため、出生から死亡までの一連の戸籍(戸籍謄本・除籍謄本等)が必要となります。
- ○申請手数料(7,400円)

8. 必要書類チェックシート

温泉利用許可申請に係る準備書類等

〇必	須書類
	温泉利用許可申請書
	温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面
	温泉成分分析書の写し
	浴室、浴槽、飲泉設備、引湯管等施設の概要を明らかにした平面図、断面図 及び配管図
	申請手数料 32,400 円×件数
〇必	要に応じて提出する書類
	【申請者が法人の場合】 当該法人の登記事項全部証明書(※3カ月以内に発行されたもの)
	【飲泉設備の利用許可申請の場合】 温泉に含まれる一般細菌並びに大腸菌群の数有機物の量に関する検査の結 果の写し
	【使用しようとする温泉の利用権者が申請者自身ではない場合】 当該温泉の利用承諾書又は契約書の写し

9. 源泉に関係する手続きについて

温泉を新たに掘削する場合、動力を装置する(源泉から温泉をくみ上げるためのポンプを設置する)場合、温泉を採取する場合には、**それぞれの行為に対し県知事の許可を受ける必要**があります。

これらの福島市内で行われる源泉に関する行為に係る許可申請書等については、相談・申請の 窓口は福島市保健所となりますが、書類は福島県庁へ進達された後、<u>福島県知事が許可処分等</u>を 行います。

県では源泉関連についての許可を与えるにあたり、有識者で構成される福島県自然環境保全審議会温泉部会の意見を聞くこととなっており、申請から許可までに数か月かかる可能性があります。

これらの行為を実施しようとする場合は、なるべく早い段階で福島市保健所までお問い合わせ ください。

温泉利用許可申請書

年 月 日

福島市保健所長

住 所

申請者

氏 名

電話番号 () 一

(法人にあっては、主たる事務所の所在地並) びに名称及び代表者の氏名

下記により、温泉を公共の(浴用・飲用)に供したいので、温泉法第15条第1項の規定に基づき申請します。

記

温泉のゆう出地										
温泉を公共の浴用又	所	在 地	電話番	電話番号() 一						
は飲用に供しようと	i.	りがな								
する施設の場所及び 名称	名	称								
温泉の温度並びに成 分並びにその分析及 び検査を行った登録	温	度	${\mathbb C}$	成分						
分析機関の名称及び 登録番号	名	称			·	登録 番号				

- 備考 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
 - (2) 温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面
 - (3) 温泉成分分析書の写し
 - (4) 飲用の場合は、温泉に含まれる一般細菌及び大腸菌群の数並びに有機物の量に関する検査 の結果の写し
 - (5) 浴室、浴槽、飲泉設備、引湯管等施設の概要を明らかにした平面図、断面図及び配管図

福島市保健所長

温泉利用許可承継(合併・分割)承認申請書

年 月 日

主たる事務所
の 所 在 地
申請者 名 称
代表者の氏名
電話番号 () 一

下記により、合併(分割)による温泉利用の承継の承認を受けたいので、温泉法第16条第1項の規定に基づき申請します。

記

	所	在	地						
合併により消滅する法人 (分割前の法人)	名		称						
	代表	者の)氏名						
合併後存続する法人又は	所	在	地						
合併により設立される法 人(分割により承継する	名		称						
法人)	代表	者の)氏名						
温泉利用許可年月日 及 び 指 令 番 号			年	月	日	指令	第		号
温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする施設	所	在	地		電話番号()	_	
の場所及び名称	名		称						
合併(分割)予定年月日					年	月	日		

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- (2) 温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面

温泉利用許可承継(相続)承認申請書

年 月 日

福島市保健所長

住所 申請者 氏名 被相続人との続柄() 電話番号 () —

下記により、相続による温泉利用の承継の承認を受けたいので、温泉法第17条第1項の規 定に基づき申請します。

記

5dr +□ %± 1	住 所							
被相続人	氏 名							
温泉利用許可年月日 及 び 指 令 番 号		年	月	日	指令	第		号
温泉を公共の浴用又 は飲用に供しようと	所在地			電	活番号()	_	
する施設の場所及び 名称	名 称							
相続開始年月日				年	月	日		

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 被相続人の相続関係を証する戸籍謄本
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書
- (3) 温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面

温泉利用許可申請書等記載事項変更届

年 月 日

福島市保健所長

住所 届出者 氏名 電話番号 () 一 (法人にあっては、主たる事務所の所) 在地並びに名称及び代表者の氏名

下記により、温泉利用許可(承継承認)申請書の記載事項に変更があったので届け出ます。

記

	₹を公 目に供				所有	生地			電話番号()		_	
	せの場				名	称							
温泉及	限利用 び 扌		可年月 7 番	月日号			年	月	日	指令	第		号
変	更	:	事	項									
変		更		前									
変		更		後									
変	更	年	月	日									
変	更	の	理	由									

備考 浴室、浴槽、飲泉設備、引湯管等施設を変更したときは、変更した部分を朱書で明ら かにした図面を添付すること。

温泉利用廃止届

年 月 日

福島市保健所長

住所

届出者

氏名

電話番号() 一

(法人にあっては、主たる事務所の所) 在地並びに名称及び代表者の氏名)

下記により、温泉の利用を廃止したので届け出ます。

記

利用施設の場所	所在地						
及 び 名 称	名 称						
利用源泉の場所	所在地						
及 び 名 称	名 称						
利 用 の 種 類			浴 用	•	飲	用	
温泉利用許可年月日 及 び 指 令 番 号		年 月	日		指令	第	号
廃 止 の 理 由							
廃 止 年 月 日				年	月	目	

温泉揭示内容届

年 月 日

福島市保健所長

住 所

届出者

氏 名

電話番号 () 一

(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 並びに名称及び代表者の氏名

下記により掲示するので、温泉法第18条第4項の規定に基づき届け出ます。

記

	П			
温泉分析結	果	禁	忌 症	適応症
源泉名				
泉質				
源泉における温度				
温泉の成分			浴用マは飲	用の方法及び注意
			10/10/2000	1100万日八〇日二四
	- /// 1> /II A			
温泉に水を加えて公共の浴用に	供する場合			
は、その旨及びその理由				
温泉を加温して公共の浴用に	供する場合			
は、その旨及びその理由				
温泉を循環させて公共の浴用に	供する場合			
は、その旨(ろ過を実施している	る場合は、そ			
の旨を含む。)及びその理由				
温泉に入浴剤を加えて公共の浴	所に供する			
場合は、当該入浴剤の名称及び	での理由			
温泉を消毒して公共の浴用に	供する場合			
は、消毒の方法及びその理由				
分析年月日	温泉を公共の	の浴用ス	スは飲用に供	する場所及び温泉の温度
年 月 日	名 称			
	所在地			
	温度			
 登録分析機関	····· /~			
名 称	温息利田塾	可任日日	日及び指令番-	문
登録番号	年	月		っ 指令 第 号
豆 好 份	+	力	Н	1日 万 万

備考

- 1 「入浴剤」とは、着色し、着香し、又は入浴の効果を高める目的で加える物質(入浴する者が容易に判別することができるものを除く。)をいう。
- 2 浴用の許可のみを得ているものについては、飲用に係る事項を記載しないこと。
- 3 「適応症」の欄は、浴用又は飲用の適応症について掲示する場合に、その内容を記載すること。